



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年 6月 16日

埼玉県 東部環境管理事務所長 殿

提出者

住 所 埼玉県さいたま市大宮区錦町397-2

大宮設備総合事務所7F

氏 名 ユニオン建設株式会社 大宮支店

取締役支店長 齋藤 博志

電話番号 048-662-9573

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2022年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ユニオン建設株式会社 大宮支店 大宮新幹線出張所
事業場の所在地	埼玉県白岡市小久喜1234
事業の種類	特定建設業 総合工事業 一般土木建築工事
特別管理産業廃棄物処理 計画における計画期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

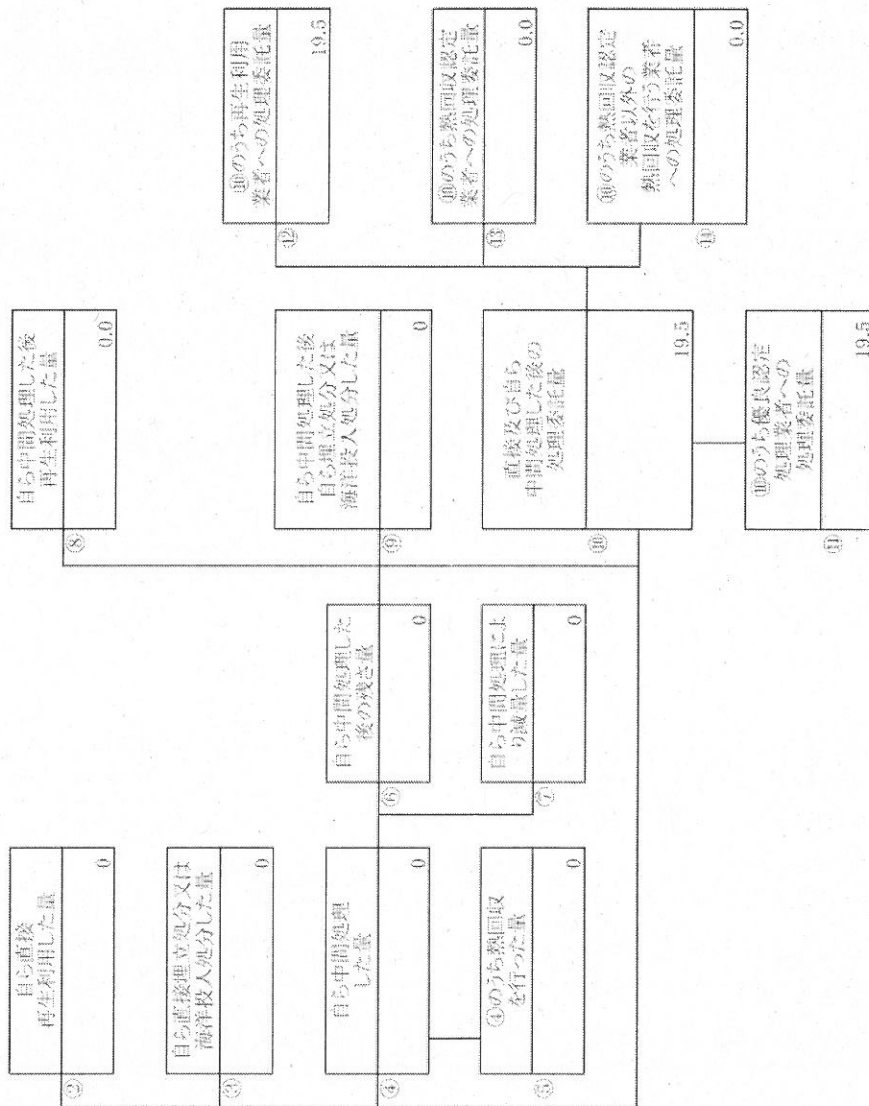
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	2,828.1 t	全 処 理 委 託 量	2,828.1 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2,828.1 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,826.3 t
自ら中間処理により減量す る 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

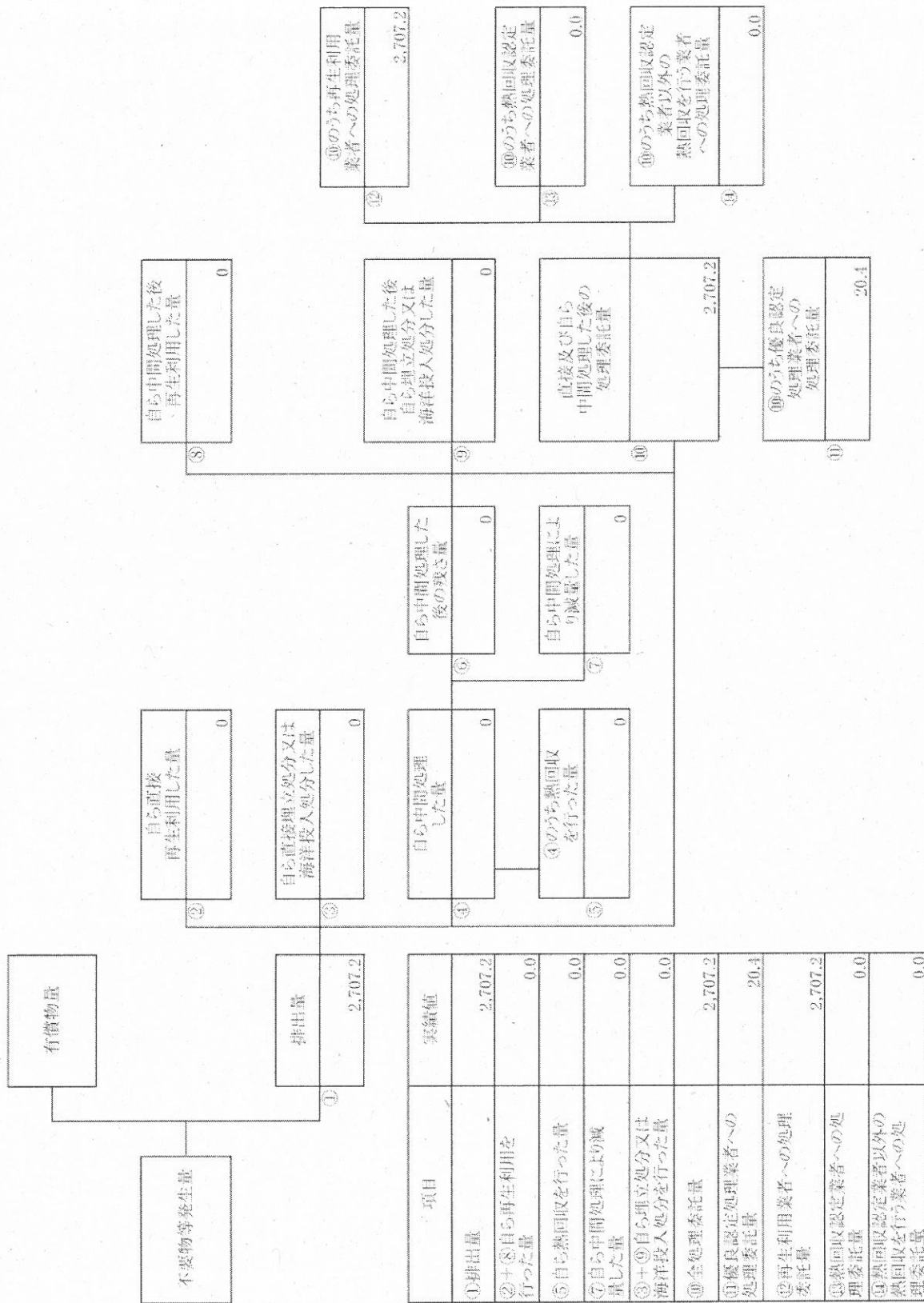
項目	実績値
① 排出量	19.5
② + ③ 自ら再生利用を行った量	0.0
④ 自ら中間処理を行った量	0.0
⑤ + ⑥ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0
⑦ 自ら中間処理により減じた量	0.0
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0
⑩ 全処理委託量	19.5
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	19.5
⑫ 再生利用業者への処理委託量	19.5
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.0
⑭ 熱回収を行う業者以外の処理委託量	0.0



不要物等発生量	
有償物量	
排出量	19.5
再生利用した量	0.0
自ら直接再生利用した量	0.0
自ら中間処理した量	0.0
自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0.0
自ら中間処理した後の残存量	0.0
自ら中間処理により減じた量	0.0
自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0.0
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	19.5
自ら中間処理した後の処理委託量	0.0
⑫のうち優良認定処理業者への処理委託量	19.5
⑫のうち再生利用業者への処理委託量	0.0
⑫のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0.0

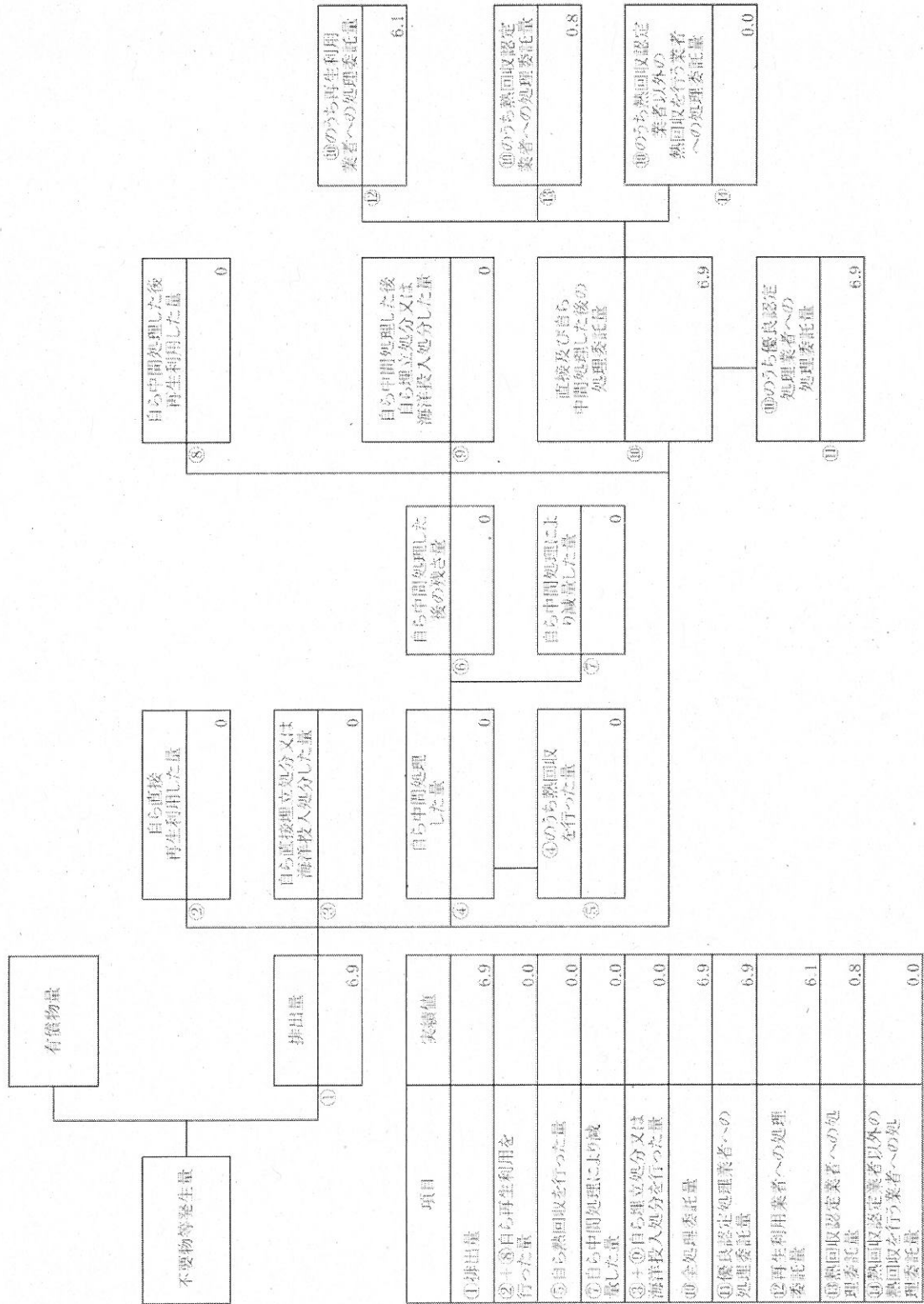
(産業廃棄物の種類: がれき類)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	2,707.2
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0
⑤自ら熱回収を行った量	0.0
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0
⑩全処理委託量	2,707.2
⑩優良認定処理業者への処理委託量	20.4
⑫再生利用業者への処理委託量	2,707.2
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値
①排出量	6.9
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0
⑤自ら焼却回収を行った量	0.0
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0
③+⑥自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0
⑩全処理委託量	6.9
⑪優良認定処理業者への処理委託量	6.9
⑫再生利用業者への処理委託量	6.1
⑬焼却回収認定業者への処理委託量	0.8
⑭焼却回収認定業者以外の処理委託量	0.0

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

有貨物量

不燃物等発生量

排出量 0.3

② 自ら直接再生利用した量 0

③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 0

項目	実績値
① 排出量	0.3
② + ⑥ 自ら再生利用を行った量	0.0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.0
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0
⑩ 全処理委託量	0.3
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.3
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.0
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.3
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0

④ 自ら中間処理した後の残存量 0

⑦ 自ら中間処理により減量した量 0

⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量 0

⑨ 自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入処分した量 0

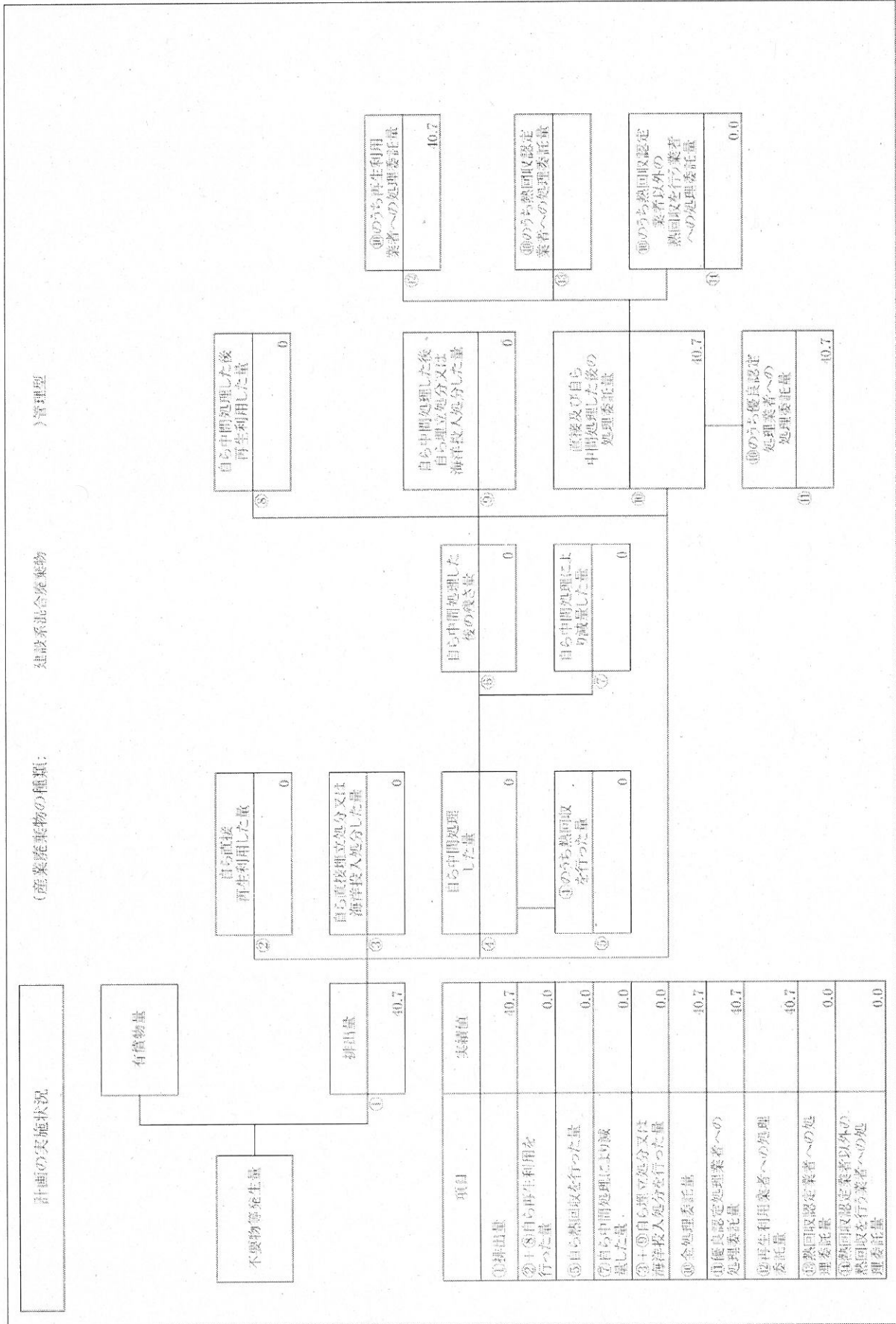
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 0.3

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 0.3

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 0.0

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 0.3

⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0.0



(産業廃棄物の種類)

建設系混合廃棄物

)管理型

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

産 業 産 業 物 処 理 計 画 実 施 状 況 報 告 書 の [集 計 用 シ ー ト]

産業産物の種類	1. 生産		2. 消費		3. 貯蔵		4. 輸出		5. 輸入		6. 在庫		7. 廃棄		8. 備考	
	生産	消費	貯蔵	輸出	輸入	在庫	廃棄	備考	生産	消費	貯蔵	輸出	輸入	在庫	廃棄	備考
100 雑穀	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
200 肉類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
300 魚油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
400 炭酸	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500 糖アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
際ガラスナック類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
600 糖アルカリ類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
700 紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
800 木くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
900 繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1200 金属くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラスくず、コンクリートくず及びびりばりくず	18.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1322 雑石類	19.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2800 ガラス、コンクリートくず及びびりばりくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	2,237.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2900 雑石類	2,691.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3000 ガラス、コンクリートくず及びびりばりくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3100 雑石類	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設系総合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3200 建設系総合廃棄物	40.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3300 建設系総合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3400 建設系総合廃棄物	40.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3500 建設系総合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2,274.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注：1. 本表は原則として四捨五入、ただし、欄外が有誤りである場合は、欄外に「四捨五入」の表示を付すこととする。また、欄外に「四捨五入」の表示を付すこととする。また、欄外に「四捨五入」の表示を付すこととする。